

垣又はさくの構造について

垣またはさくの構造については、災害時の倒壊によるケガや避難経路の妨げ防止、防犯上および景観上の観点から、制限を定めています。

垣又はさくの構造についての留意事項

- 道路に面する部分については、生垣又は透視可能なさくとしてください。
- ブロック塀や万年塀などは使用できません。アルミフェンス、スチールフェンス、木さくとし、高さは1.8メートル以下としてください。（フェンスの基礎として地盤面から3段（60 cm）以下のブロック積みは可能です。）
- 透視可能なさく等の透過率は、支柱・枠等を含めて空間部が均等に**25%以上**確保されているものとしてください。
- 梨の病害の原因となるイブキ類、ビャクシン類等の樹木は、使用できません。
- 門柱等については、幅1.0メートル以内、高さ1.6メートル以下としてください。

（下図参照）

